

令和元年度第1回 米子市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の日時及び場所

日 時 令和元年10月31日（木） 午後1時30分～2時40分

場 所 米子市役所5階・議会第1会議室

2 出席した委員（14名）

足立融委員、小村博美委員、松井智子委員、藤瀬雅史委員、細田明秀委員、
田本晃委員、金田賢司委員、和泉浩司委員、種田進委員、野坂英子委員、
天野宏紀委員、山本真次委員、足立進委員、林有一委員

3 欠席した委員（1名）

中島猛委員

4 会議録署名委員（2名）

小村博美委員、野坂英子委員

5 出席した事務局職員

朝妻市民生活部長、佐小田保険課長、池口課長補佐兼保険総務担当課長補佐、生田課長補佐兼保険業務担当課長補佐、田村課長補佐兼検収担当課長補佐、吉持収納担当課長補佐、永野健康推進室長、塚田保険総務担当主任

6 傍聴者

2名（うち報道機関0名）

午後1時25分 開会

●佐小田課長

皆さまお忙しいところご苦労様です。

少し早いですけれども皆さまお揃いですので、ただ今から令和元年度第1回米子市国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は、本日の協議会の進行をさせていただきます、米子市保険課佐小田です。よろしくお願いします。

本日の運営についてでございますが、米子市国民健康保険条例施行規則第3条で、本学会長が議長となるところですが、会長が選任されるまで、会議の進行を事務局がいたしますので、よろしくお願いします。

本日は、被保険者代表の中島委員、1名から、ご都合により、欠席する旨の報告がございました。

したがって、委員総数15名中、14名の出席でございます。

米子市国民健康保険条例施行規則第4条に定める会議の定足数に達しておりますので、

本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、開会にあたり、米子市市民生活部長が挨拶を申し上げます。朝妻部長よろしく願いいたします。

●市民生活部長

市民生活部長の朝妻と申します。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様方には日頃から国民健康保険の安定的な運営のためにご支援を賜りましてありがとうございます。また、この度委員の改選期には快くご承諾いただきまして、お礼申し上げますところでございます。

本日の会議ですけれども、3点ほど事務局のほうから説明を用意しております。

1点は平成30年度の事業報告ということで決算も含めて報告をさせていただきたいと思います。

2点目は国民健康保険制度の今の状況につきましてご説明させていただきたいと思いますが、県のほうからまだ納付金の試算がまだ届いておりませんので、今の状況と今後の予定について説明をさせていただきたいと思います。

それから3点目ですけれども、平成29年度からご協議いただいておりますが、保険料の算定方式の中で資産割の廃止というテーマでご協議いただいておりますが、ご案内のように鳥取市と境港市はすでに廃止しております。倉吉市がこの度廃止の方針を打ち出しまして、4市の中では米子市だけの状況になっておりますので、今の時点での市の考え方を整理したものをご案内させていただいた上で、また別途市長の方から諮問というような形でご案内させていただく時期がこようかと思います。本日は現状についてご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

平成30年の4月から県も含めた新たな制度が動いておりまして、県も市町村も含めて一緒になって運営していかなければならないということでございますので、委員の皆様には引き続き安定的な国保の運営のためにご助言いただきますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

●佐小田課長

ありがとうございました。続きまして、今回は任期満了後はじめての協議会でございますので、委員の皆様をこの場でご紹介いたします。まだ会長席の方が空いておりますけれども、時計回りでご紹介させていただきます。

保険医・保険薬剤師を代表する委員として、
藤瀬委員です。

細田委員です。

田本委員です。

金田委員です。

次に、公益を代表する委員として、
和泉委員です。

種田委員です。

野坂委員です。

天野委員です。

次に、被保険者を代表する委員として

松井委員です。

小村委員です。

足立委員です。

次に、被用者保険等保険者を代表する委員として、

林委員です。

足立委員です。

山本委員です。

皆さまよろしく願いいたします。

最後に事務局の職員を紹介させていただきます。

朝妻 市民生活部長です。

生田 課長補佐兼保険業務担当課長補佐です。

吉持 収納担当課長補佐です。

永野 健康推進室長です。

池口 課長補佐兼保険総務担当課長補佐です。

田村 課長補佐兼検収担当課長補佐です。

塚田 保険総務担当主任です。

私 保険課長の佐小田です。

●佐小田課長

次に、日程3の会長及び会長職務代行者の選出についてでございますが、国民健康保険法施行令第5条の規定により、「協議会に会長を1人置き、公益を代表する委員の内から全委員がこれを選挙する。また、会長に事故があるときは、会長選出に準じて選挙された委員がその職務を代行する」ことになっております。

選出の方法を委員の皆様にお諮りいたします。

— 事務局一任の声 —

●佐小田課長

事務局のほうに一任するということでよろしいでしょうか。

事務局では、公益を代表する委員から選出することとなっておりますので、この協議会の開会前にご協議をいただきました。候補を決めていただいておりますので、皆様にお諮りいたします。

会長に天野委員、会長職務代行者に和泉委員にお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

●佐小田課長

会長に天野委員、会長職務代行者に和泉委員が選出されました。

よろしく申し上げます。

それでは、選出されました天野会長よりご挨拶をお願いします。

●天野会長

会長に選出されました、天野です。どうぞよろしくお願いいたします。

協議会の運営が円滑、かつ民主的に行われるよう努力する所存でございます。

併せまして、より良い運営のため、積極的なご意見を賜りますよう、お願いするとともに、スムーズな進行へのご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

●佐小田課長

ありがとうございます。そういたしますと天野会長、会長席のほうにお願いいたします。

●天野会長

今日はちょっと風邪気味で鼻声のため、お聞き苦しい点があるかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

それでは、日程5の会議録署名委員の指名についてでございますが、米子市国民健康保険条例施行規則第8条第2項の規定により、会議録には、議長及び出席委員のうち議長が指名する委員2名が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。小村委員と野坂委員にお願いします。

次に、日程6の協議・報告に入ります。それでは(1)事業報告について事務局から説明をお願いします。

●池口課長補佐

そうしますと事前に送付いたしております説明資料の方を使って説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、資料の説明をさせていただきます。資料1は国保事業の総括表で平成27年度から平成30年度の状況を記載しています。比較して見ていただけたらと思います。資料2は、国保の収納状況について記載しています。過去5年間の状況を記載しております。資料3は、国保特別会計の決算状況を記載しています。表の真ん中の差引の欄につきましては、平成30年度に制度改正があり、歳入、歳出費目等に変更があったため、比較が難しく記載しておりません。資料4は、保健事業の実施状況を記載しています。資料5から資料7については、保険事業の制度についての説明で、特に納付金ことについて資料をつけさせていただいております。資料8は先ほどありました保険料の算定方式、資産割廃止の検討資料としてつけさせていただいております。

それでは、資料の1枚目、(1)平成30年度の事業報告につきまして、1の概況から順次説明させていただきます。

本市の人口につきましては、平成27年4月に15万人を割り込んで、それ以降14万8千人から14万9千人の間で推移しております。

平成30年度の国民健康保険の世帯数と被保険者数の年間平均は、世帯のほうで19,348世帯、被保険者数が29,721人で、前年度と比べて世帯数でマイナス502世帯、被保険者数でマイナス1,238人と共に減少傾向が続いております。これは平成2

7年から1,200人から1,300人の間で、被保険者数が毎年減少している状況です。今年（令和元年）度につきましても、傾向は変わらず減少している状況です。

年齢構成を見えますと、国保加入者に占める65歳以上の高齢者の割合は、平成30年度で47.3%であり、これについては増加傾向が続いています。特に70歳以上の被保険者数は年々増加している状況です。

続きまして、保険給付について資料1と資料3になります。平成30年度の医療給付は、保険給付費総額として約100億5952万円となります。前年度と比較して約8,800万円（0.8%）の減少となりました。一人当たりの医療費としては389,484円であり、前年度と比べ約4.6%の増加となります。

これは、平成29年度の伸びと同程度であり、自然増の伸びの範囲より、若干の増加であったと考えていますが、今後も1人当たりの医療費の伸びについては、留意する必要があると思います。

また、団塊の世代の皆さんが70歳以上になられる時で、人数が増えていきますので、そういった方々の医療費の伸びについても留意をしていく必要があるのではないかなと考えております。

続きまして保険料の収入についてですが、資料2をご覧ください。過去5年間の収入状況について記載しております。平成30年度の現年度分調定額は、前年比約9,600万円減少しました。主な要因は被保険者数の減少によるものです。平成30年度の現年度分収納率は92.26%であり、前年度から0.66ポイント上昇しました。保険料の収入としては、約6,900万円の減収となっています。滞納繰越分もあわせると、9,300万円の減となっております。毎年保険料の収入額は減ってきているのが現状です。

続きまして決算状況についてですが、資料3に平成29年度と平成30年度の決算状況を記載しております。表の真ん中に差引という欄がありますが、斜線で消させていただいております。これは平成30年度の制度改革によりまして、歳入科目と歳出科目の大幅な変更があったため、29年度と比較ができなくなったということで記載をしております。来年度になりましたら、平成30年度と令和元年度で比較ができますので、記載をさせていただこうと考えております。

平成30年度国民健康保険事業特別会計の決算は、歳入147億5,053万5千円に対し、歳出146億8,502万4千円で、差引6,551万1千円の黒字となりました。単年度で見ますと、前年度の繰越金1億9,397万4千円があったことを考慮すると、1億2,846万3千円の減であります。

これは、平成30年度において、平成29年度の国庫負担金の清算等による返還金として2億1,975万2千円の支出があったことが大きな理由です。

続きまして事業の進捗状況を記載させていただいております。まず収納対策についてですが、平成30年度の現年度分収納率は93.0%を目標としていたところですが、92.26%の結果となりました。

しかしながら、29年度と比較すると0.66ポイントの増となっております。引き続き、収納率アップに取り組んでいく必要があると思っております。

これは、平成28年度から組織を再編して徴収担当職員を2名増加したこと、徴収アドバイザーを雇用したこと、また、徴収に特化した体制とするため保険業務係に一部の業務

を移したこと、徴収方法を多様化し、コンビニ納付、クレジット納付を開始し、口座振替加入促進と併せて納付しやすい環境づくりに取り組んだこと、これらの効果が出たものによると考えています。

続きまして保健事業の推進・医療費の適正化について、資料1と資料4になります。健康診査は特定健康診査と人間ドックの形式で実施しました。平成30年度の受診率は29.0%で前年度に比べ1.9%の減ですが、ここ数年30%前後を推移しています。特定保健指導は平成30年度15.5%の実施率で減少傾向です。ともに啓発に努め、国の助成を受けながら継続して実施します。

その他の保健事業として実施している「糖尿病性腎症重症化予防事業」は指導完了者の透析移行率0%、「受診行動適正化指導事業」は指導完了者の行動変容率が84.2%と一定の効果がありました。ジェネリック医薬品については勧奨通知をしております。表にはありませんが平成31年3月の普及率が数量ベースで71.3%と順調に増加しています。

第三者求償につきましては、平成28年3月に一般社団法人日本損害保険協会と覚書を締結しました。覚書の締結により、求償事務のさらなる強化に努めていきたいと考えております。

最後のまとめに書かせていただいておりますが、国民健康保険加入者の減少は著しく、今後も保険料調定額の減少に留意する必要があると考えています。

保険給付費については、平成28年度には薬価の改定もあり大幅な減少となりましたが、平成29年は微増、平成30年度は微減となっています。一人当たりの医療費は平成28年度に減少しましたが、平成29年度、平成30年度と増加しております。今後も医療費や一人当たりの医療費等の伸びについては留意する必要があります。

平成29年度において累積赤字解消となり、平成30年度においても黒字を維持することができましたが、引き続き保険料収納率の向上による歳入の確保、保健事業の推進、医療費の適正化による医療費の抑制等に努めていく必要があります。

今後も、国保の新制度での運営における、調整すべき課題等に取り組みながら、安定的な国保運営ができるよう取り組んで行きたいと考えています。かけ足となりましたが、説明は以上です。

●天野会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

●藤瀬委員

決算状況について質問ですが、資料3の一般会計繰入金が約14億9千万円、前年度も約14億1千万円となっております。米子市からこれだけ入っていますか。

●池口課長補佐

入っております。保険料の軽減分や職員の人件費等の必要経費も含めて、これだけの金額が一般会計から入ってきております。

●山本委員

保健事業の中でも人間ドック事業の実績について、受診率が83%と過去から見ると高い方かなと思いますが、申込者数に対する受診者数を見てみると、申し込んでも1000人近くの方が受診しておられないということで、我々の感覚からすると人間ドックを申し込んでも辞退の方がせいぜい10人から20人かなというイメージですが、800人とか1000人だとかなりの人が受けておられないということですか。

●池口課長補佐

人間ドック受診率の83.1%は申込者に対する受診者の割合になります。4700人申し込んでいただいているのですが、実際に受診した人数は3900人ということで、約800人の方は申し込んでいただいたけれども受診されなかったということになります。

●永野室長

申込時は米子市国保であっても、その後に国保外になられる方もおられますが、申込者数は申込時点の数です。ですので、1000人弱の方の中には国保外になられた方も含まれております。

●山本委員

申し込んだけれども日にちが合わないとかありますか。

●永野室長

はい。そういった方もおられます。

●山本委員

人間ドックは予防の意味では大事かなと思いますので、そういった方が、何か受けられるようなものはありますか。他の健康保険に加入された場合はしょうがないと思いますが、単純に日にちが合わなかったという方はフォローされるようなことはありますか。

●永野室長

人間ドックとして申込みいただいた方がそれをキャンセルされる場合がありますが、その場合は受ける形態は変わりますが、健診受診券を使って特定健診とその他のがん検診を組み合わせ受けることができるというようなことをしております。

●山本委員

人間ドックは、総合病院で受けるというよりは開業医さんで受けられるようなものですか。

●永野室長

米子市国保の人間ドックは、市内の開業医さんをお願いしております。

●天野会長

続いて（２）国保制度改革の状況について、事務局から説明してください。

●池口課長補佐

国保制度改革の状況についてですが、資料５から資料７をご覧ください。

昨年度もご説明させていただきましたが、特に保険料率の算定の基になる納付金制度関係の資料をつけております。

まず資料５については、平成３０年４月に国保制度改革がありまして、今まで市町村が保険者となって事業を行ってございましたけれども、鳥取県（都道府県）が保険者となり、県が財政運営の責務主体となりまして、市町村ごとの国保事業納付金の額を決定したり、保険給付に必要な費用を全額市町村に支払うこととなりました。

市町村は、都道府県から示される納付金に見合った保険料を集めるための保険料率の設定であったり、保険事業を行ったりという役割分担ができました。納付金の金額については、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して決められるということになっております。

続いて資料６を見ていただくと、実際に鳥取県がどういった基準で納付金を算定しているのか、ということが記載されております。資料中段の、納付金及び標準保険料率の算定方法をご覧くださいませでしょうか。納付金制度とは、県内国保加入者の医療費等を全市町村で負担するという仕組みになっておりまして、その導入により、小規模保険者の財政リスクが軽減・緩和されるというものです。算定方法につきましては、県が定める国民健康保険条例に規定することとなっておりますが、国のガイドラインに示された算定方法を基本とし、県では各項目の考え方を次のように決めて記載してあります。

納付金の額は原則として、県全体の保険給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して配分額を決定するということになっております。下の①～④の記載を基に、県が納付金を算定するというふうになっております。特に④は算定方式にも影響してきますが、鳥取県の場合は３方式を採用して算定しております。県は各市町村に標準保険料率を示すのですが、これは資産割がない３方式、標準的な保険料率を各市町村に示しております。

続いて資料６－２の上段に α 、 β という表がありますけれども、 α （医療費指数反映係数）は医療費指数をどの程度反映させるか調整する係数ということになっております。 $\alpha = 1$ の場合と $\alpha = 0$ の場合がありますが、 $\alpha = 1$ の場合は、各市町村の医療費指数を反映させて納付金を設定するという方針で、 $\alpha = 0$ の場合が各市町村の医療費指数を反映させない方針、つまりかかった医療費を全市町村が同じように負担するという設定の指数になります。鳥取県の場合は $\alpha = 1$ になっております。

この納付金の算定方式によりまして、各県が毎年、年末から年明けにかけて市町村に納付金の金額を提示してきます。それに基づいて今の保険料率で納付金が払えるのかを検証させていただいて、もし難しいということになれば保険料率の改定を検討させていただくことになるというふうに思っております。

資料６－３の⑥応益分の按分方法ですが、後ほど算定方式のところで触れようと思っておりますが、応益割は均等割と平等割からなっております。均等割は１人あたりの金額、

平等割は世帯あたりの金額になりますが、この割合につきましては現行の標準的な割合が 35 : 15 ということで、現時点では 70 : 30 で設定しております。

続いて資料 7 についてですが、先ほど少し触れさせていただきましたが、今後の納付金算定スケジュールについてご説明いたします。米子市は右側の市町村というところになりますが、国は県に対して仮係数を提示され、今その仮係数を基に都道府県が保険料納付金の仮算定を行っているところだと思います。予定では 12 月初旬頃に仮算定による納付金の金額が提示される予定となっております。その後、国のほうから本算定用の係数が各都道府県に配られ、都道府県が確定した係数により算定し納付金が決定したものを年末に各市町村に提示することになっております。それによりまして、各市町村が保険料率の検討に入るという予定となっております。来年年明けに、協議会のほうで納付金による保険料率の協議をお願いすることになると思いますので、よろしくお願いいたします。

納付金の制度改革についての説明は以上になります。

●天野会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

— 質問なし —

●天野会長

それでは(3)国民健康保険料算定方式の変更について、事務局から説明してください。

●池口課長補佐

資料 8 に基づいて、保険料の資産割廃止に伴い、保険料の算定方式を 4 方式から 3 方式へ変更することについてご説明いたします。冒頭の挨拶で、朝妻部長からも話がありましたが、米子市としましては、令和 2 年に向けて廃止の方向に向かいたいと考えておりますが、今日説明をさせていただき、ご協議いただけたらというふうに思っております。

本協議会では、平成 29 年度から算定方式の変更については、資料をご提示し検討いただいております。同じような資料となっておりますが、改めて説明させていただきます。

資産割を採用している理由を 2 点挙げております。資産を有する＝資力がある、あるいは保険料収入を見込むときに、所得割と比較して安定している、というような理由が挙げられます。

次に資産割の課題として 6 点ほど挙げておりますが、特に一番上の固定資産は必ずしも収益性があるとは言えないこと、また固定資産税と二重課税であるとの批判もあります。そして米子市外に所有する固定資産は対象となっておりませんので、その不公平感なども課題として挙げられます。

こういった課題がある中で、全国の算定方式の状況を載せておりますが、平成 29 年度までは 4 方式を採用している市町村が多くありましたが、平成 30 年の状況につきましては、国の資料によりまして 3 方式の数が 4 方式を逆転しておりまして、平成 29 年度では 3 方式が 35 % でしたが、それが 54 % になっておりまして、今現在 3 方式を採用している市町村が過半数を超えている状況です。

鳥取県内の状況について平成30年度におきましては鳥取市と境港市、平成31年度には大山町が3方式を採用しており、山陰12市まで広げますと米子市と倉吉市以外の10市は、平成31年度までに3方式に変更しておられます。4方式は山陰の中では米子市と倉吉市となりますけれども、令和2年度より倉吉市が3方式に変更するという決定をしておられますので、このままでいくと米子市だけが残ってしまう形になります。

続いて、平成31年度当初調定での賦課内訳を記載させていただいています。基礎、後期、介護とありますが合計欄のうち、資産割額が約2億3千7百万円となっておりますが、3方式に変更した場合、これを所得割、均等割、平等割で賄っていく必要があります。

また資産割を廃止した場合の保険料総額の確保について表を記載しておりますが、現在の米子市における保険料の負担割合をご覧ください。応能割が所得割と資産割、応益割が均等割と平等割ということで、現在米子市としては、応能割のパーセンテージが53%、応益割が47%の割合で、賦課しております。この中で資産割の6%を他の所得割や均等割、平等割に割り振っていく必要があります。また応益割につきましては、低所得者に対して法定軽減7割、5割、2割の軽減措置がされておりますので、所得の金額によっては軽減の対象になります。

資料8-2を見ていただきますと、現在の米子市の保険料率と参考例としてパターンを①から⑤まで記載しております。①は全てを所得割で補う場合、②は応益割を6%引き上げて残りを所得割で補う場合、③は応益割を8%引き上げて残りを所得割で補う場合、④は応益割を10%引き上げて残りを所得割で補う場合、⑤は全てを応益割で補う場合のケースを例に挙げて記載しております。

続いて資料8-3を見ていただきますと、先ほどの保険料率の割合を実際のパターンに当てはめてみたら少しいメージがしやすいかなと思い、表にして記載させていただきました。現行保険料率は、応能割53%に対し応益割47%となりますが、例えば応益割を6%引き上げて残りを所得割で補うパターンについては、応能割52%に対し応益割が48%というふうになります。応益割を8%引き上げるパターンについては応能割51%に対し応益割が49%、応益割を10%引き上げるパターンについては応能割50%に対し応益割が50%、全てを応益割で補うパターンは応能割が47%に対し応益割が53%というような割合になります。

鳥取県が米子市に示している市町村の標準保険料率を参考につけておりますが、応能割47%に対し応益割が53%ということを現在提示しております。実際にこれから3方式に変更した場合、廃止した資産割の6%をどのような割合で補っていけばいいか考える上で、一つの目安になるのではないかなと思っております。

応能割の割合を多くした場合、所得に対する保険料率ですので、所得の多い方ほど保険料率が上がるということになります。反対に応益割の割合を多くすると、皆さん平等に保険料率が上がりますが、特に均等割につきましては、人数に対する保険料率ですので、世帯の人数が多ければ多いほど、保険料の上がり幅は多くなります。例えばこどもの多い子育て世帯等については、所得金額による軽減がある方でなければ、応益割を上げることによって負担増になるなどデメリットも考えられます。あと一つ、応能割の負担を多くすることは、所得に対する保険料の割合を上げるということになりますが、保険料を計算するとき、当然所得は年々ふり幅がありますので、こちらが見込んだ保険料が確保でき

なくなるといったことも想定されます。どこをどのように考えて割合を出すかといったところがポイントになってくるのではないかなと思っております。

資料８－４に参考資料をつけておりますが、応益割を１０％相当引き上げて残りを所得割で補う場合、実際にしてみたらどうなるかを表にさせていただきました。今年の１０月時点での平成３１年度保険料で比較しております。対象世帯数は１９，１８３世帯で、そのうち保険料が増になる世帯は１２，６８５世帯で全体の６６．１％、減になる世帯は６，２４６世帯で全体の３２．６％、変わらない世帯が２５２世帯で全体の１．３％です。最も保険料が増となる金額は４２，９００円、最も保険料が減となる金額は６１０，４００円となっております。同様に、応益割を６％引き上げて残りを所得割で補う場合の試算をさせていただきましたが、分布表はそんなに変わらず、保険料が１，０００円から５，０００円増になる世帯が多くなるという試算が出ております。

こういった資料を基にご協議いただけたらと思っておりますし、その他に資料が欲しいものがあればぜひ言っていただいて、資料を提出させていただきますので検討材料としていただけたらと思います。

●天野会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

●池口課長補佐

１点補足ですが、資料８－４の分布表については法定軽減の７割、５割、２割を加味した保険料の金額になっております。

●天野会長

何かご質問等ございましたら、お願いします。

●藤瀬委員

３方式にされるんですね。

●池口課長補佐

米子市としては３方式にしたいと思っております。正式には諮問という形で段階を踏ませていただこうかと思っております。

●藤瀬委員

県が示した市町村標準保険料というのがありますが、米子市はそれとは違う形で決めるのですか。８％引き上げ、１０％引き上げとありますが、標準保険料に割合を合わせようとするのと激変するのですか。

●池口課長補佐

先ほど県の標準保険料に触れましたが、必ず合わせなければいけないという訳ではあり

ません。各市町村の実情によって、例えば鳥取市や境港市もこれに合わせているわけではありません。

●藤瀬委員

この標準保険料の応能割：応益割＝４７：５３についてシミュレーションしたら、すごく違うのですか。

●池口課長補佐

県の標準保険料を参考にすると、資料８－３の⑤すべてを応益割で補う場合が、応能割：応益割＝４７：５３になりますので、これが一番近いと思います。

●藤瀬委員

今、応能割で賦課限度額がありますよね。応能割もある程度増えると思うのですが、増えた時に賦課限度額を超えている人ってそんなにいないですか。

●池口課長補佐

負担限度額を超えておられる方はおられます。そういった方はいくら所得が増えても変わらないのですが、先ほどの資料８－４で言いますと、保険料が変わらないという項目の２５２世帯の中に、含まれていると思います。

●佐小田課長

今、藤瀬委員が話された賦課限度額ですが、たまたま今日国で社会保障の審議会が開催されており、来年は限度額が数万円上がるような形になりそうですので、資料の表については今の額で試算しており、若干違う額になろうかと思っています。

●藤瀬委員

今後の会議で何%にするか決めるということですがけれども、６%や８%などについてもシミュレーションをしていただかないと、決めようがないのです。

●池口課長補佐

資料８－４の差額分布の表についてですか。

●藤瀬委員

はい、そうです

●池口課長補佐

そうしますとそれについて表をご準備いたします。

●朝妻部長

また準備をして、事前に配らせていただきます。

●天野会長

他に何かご質問等ございましたら、お願いします。

●藤瀬委員

資料８－４の表で、保険料が６１万円減ということは、どういうふうなことですか。

●池口課長補佐

固定資産を持っておられて、固定資産税を多く払っておられるような方になるかと思えます。

●藤瀬委員

限度に近いですか。

●池口課長補佐

そうですね。ほぼ資産割だけのような方になるかなと思います。

●藤瀬委員

わかりました。

●林委員

資料８－３の現行保険料率と一番パーセントに近いのが、②の６％を引き上げた場合になるのかなと思いますが、イメージとしては激変緩和というかあまり変更がないのが②という考え方でよろしいでしょうか。

●池口課長補佐

応益割のパーセンテージが少なければ少ないほど、その分所得割で補うことになりますので、現行のパーセンテージに近くなります。

●林委員

それぞれの被保険者としては、１番影響を受けにくいのが②ということですか。

●池口課長補佐

全く応益割を上げないという訳ではありませんので、保険料額の大小は別にして、増える方減る方の数はそんなに変わらないです。

●朝妻部長

そこを含めて一式資料を提示させていただいて、見比べていただけるようにします。

●佐小田課長

なかなか口でお伝えすることが難しく申し訳ありませんが、応能割と応益割がそれぞれ

どう変わると、比率がこう変わりますよということをお示しさせていただいている表になります。

●池口課長補佐

応能割と応益割のどちらに負担を求めていくのかといったところが、大切ではないかなと思っております。

●藤瀬委員

今度の資料で、年代別の負担割合というのは出していただけますか。例えば20代や30代がこのぐらいの割合とか。みんな保険料が高くなりますよね。先ほど話があったように子育て中の方には負担を多くするのは良くないかなと思いました。

●池口課長補佐

保険料は所得金額によって決まりますので、若い方でも所得があれば所得割も上がります。したがって年齢は関係なく上がりますが。

●藤瀬委員

所得があれば所得割が上がってくるんですよ。もちろん所得金額に応じて保険料は負担しないといけないけれど、資産割がなくなった部分を、所得の高い方だけが負担するわけではないですよ。応能割と応益割と両方あるわけなので、年代別の資料があったほうがわかりやすいと思います。

●池口課長補佐

検討させていただきます。保険料が増加する方の年代についてですね。

●足立委員

おそらく資産がある方は年齢が上の方が多いと思いますので、負担が若い方にいってしまふということはあると思います。

●池口課長補佐

また40歳未満と65歳以上の方は介護部分の負担がありませんが、40歳から64歳の方については介護部分の負担がありますので、負担が若干増えることになります。

●天野会長

他にご質問等ございましたら、お願いします。

●藤瀬委員

保険料の軽減措置を受けておられる方も結構おられますよね。

●池口課長補佐

はい。おられます。

●藤瀬委員

その方々の数も出していただけたら助かります。

●佐小田課長

軽減措置の方は別に出させていただいた方がよろしいですか。

●藤瀬委員

そうですね。どこの年代のこういった括りの方の負担が大きくなるか、ということがわかるような資料を出していただけたらと思います。

●天野会長

それでは、いろいろとご意見をいただきまして、資料等につきましても次回協議会までに、事務局のほうでご検討いただけたらと思います。

●天野会長

続きまして（４）その他について、事務局から何かありますでしょうか。

●池口課長補佐

当日資料となりますが、お手元のほうにその他ということで、平成３１年度組織機構改正に伴う保険課の組織体制について、という資料をお配りさせていただきました。

４月１日の改正により新しい担当ができて、今まで保険総務係、保険業務係、収納係、健康推進室の４係がありましたけれども、係から担当に名前が変わり保険総務担当、保険業務担当、収納担当、健康推進室はそのまま、それから検収担当が新設されました。主な業務といたしましては、５つほど挙げておりますけれども、国民健康保険料と後期高齢の保険料の特別徴収に関すること、保険料の還付及び充当に関すること、口座振替に関すること、督促状に関すること、消込に関することを担当しております。よろしくお願いいたします。

●天野会長

ただいま説明がありましたが、皆さんから何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。特にございませんでしょうか

—質問なし—

●天野会長

それでは最後に、日程７のその他に入ります。事務局から何かありますでしょうか。

●佐小田課長

本日は皆さまありがとうございました。先ほども申しましたように、保険料の算定方法

について、ご説明させていただきましたけれども、藤瀬委員さんからご質問があったように、鳥取県内ではすでに鳥取市と境港市が、倉吉市は令和2年度から3方式を、島根県では全部が3方式となっている次第でして、米子市もその方向で変更を考えております。資料についても、提供をしてほしいと意見をいただいたものは、またご用意させていただいて会長さんをはじめ皆さんと日程を調整しながら、お届けしたいと思います。もしできれば、年内にあと1回協議会を開催できたらと思っております。

そして、説明でもありましたが鳥取県から1月中旬までに、令和2年度の確定納付金及び標準保険料率を示すことになっております。1月下旬には協議会を開催させていただいて、保険料の算定方法を一緒に協議していただきたいと思いますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

●天野会長

これをもちまして令和元年度第1回米子市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

●佐小田課長

委員の皆さま、ありがとうございました。本日の全ての日程を終了いたしました。皆様今後ともよろしく願いいたします。お疲れ様でございました。

午後2時40分閉会